

会第 3 号

滋賀県議会議員の定数および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年 3 月14日

提 出 者	辻	村	克
	川	島	隆 二
	中	沢	啓 子
	西	川	勝 彦
	清	水	鉄 次
	梅	村	正

滋賀県議会議員の定数および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一
部を改正する条例

滋賀県議会議員の定数および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成22
年滋賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

付則中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 平成23年 4 月10日に行われる滋賀県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数
および各選挙区において選挙すべき議員の数の算定に用いる人口については、地方公共団
体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則
第 2 条第 1 項の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。